

平成28年度事業報告

I. 事業概況

我が国を取り巻く環境は、人口の減少や少子高齢化の進展、国際競争の激化などを背景に、緩やかな景気回復がみられ、デフレ脱却に向け前進しているところですが、地方部においては未だ本格的な景気回復とまでは至っていない。

このような中、乗合バス事業については、長期化する輸送人員や営業収入の減少の中で、バス運転者の人材不足が深刻化しており、運行に支障が生ずる懸念があるなど、依然として厳しい経営環境に変わりはなく、路線見直しや経費削減などを余儀なくされる一方、輸送面では安全かつ良質な輸送サービスを提供すべく最大限の努力を図ってきている。

また、貸切バス事業においては、平成26年度に運賃・料金制度が改正されたことにより、経常収支率や1日1車当たりの営業収入は向上しているものの、旅行等の需要の減少等により稼働率は下がってきており、その効果が収支改善の継続に懸念が生じている。

こうした状況の中、貸切バス事業においては、軽井沢スキーバス事故を受け、昨年12月、道路運送法の改正により、事故の再発防止とともにバス業界全体の事故防止対策の向上と安全確保の着実な実施を求める安全規制の強化が図られました。

バス業界としては、バス輸送の安全確保、輸送サービスの向上、新運賃・料金制度の適切な実施などに取り組むとともに、バス事業の活性化、経営環境の改善など多くの課題について、バス事業の役割を踏まえ課題解決に向け、取組んできました。

1. 乗合バス事業の維持改善及び輸送サービスの向上について

地域公共交通活性化再生法に基づき地方自治体が策定した「地域公共交通網形成計画」は、昨年11月末現在全国で194件となっており、前年から大きく増加している。新潟県においても、柏崎市、佐渡市、見附市、魚沼市の地方自治体が「形成計画」を策定しており、上越市においては、「地域公共交通再編実施計画」が既に策定済となっている。

この制度における地域公共交通の基本的な考え方は、「民間事業者に委ねられてきた公共交通の枠組みから脱却し、地域の地方自治体が先頭に立って、関係者の合意の下でまちづくりと一体で持続可能な地域公共交通ネットワークを再構築する。」ことが主眼となっている。

地方におけるバス事業の維持改善については、更に進展が図られるよう、地方創生の機会も生かしながら、国、自治体との連携を深めるとともに、バス事業の現状や実情について理解を求めながら、地域の実情を踏まえた交通サービスの展開、また、バス路線の維持と効率的な公共交通の確保を進めることが重要となっている。

2. 貸切バスの安全確保及び新運賃料金制度について

- (1) 国土交通省に設置された「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の最終とりまとめ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（平成28年6月3日）」に基づき、数多くの貸切バス安全規制の強化が進められてきました。とりわけ、初任運転者の実技訓練の義務化、ドライブレコーダーの装着とその指導の義務化、運行管理者の選任数の引き上げ、運転者の運転経歴の乗務員台帳への記載、夜間運行における中間点呼の実施、運行管理者の資格要件の強化、補助者の届出、新規雇用者に対する適性診断の受診、事業許可の更新制度などに加え、行政処分において使用停止車両の全車両8割の設定など行政処分基準の強化が行われました。

これに関連する道路運送法の改正は、昨年12月2日に成立し、12月20日に施行され、事故の再発防止とともにバス業界全体の事故防止対策の向上と安全確保の着実な実施が求められました。

- (2) 貸切バス事業の新運賃・料金制度については、安全な輸送サービスを安定的に提供するための経営基盤の改善を目指すものであり、運行単価の上昇により経営収支に改善の動きがみられるが、稼働率において、需要の減少などにより低下している状況となっている。

一方、新運賃・料金制度にかかる運用では、全国の一部の地域において、非会員によるインバウンド輸送の下限割れや学校送迎の下限割れがなされているとの情報が報告されており、また、運送引受書の記載事項に上限、下限の運賃を記載することによって、下限に張り付くという懸念がなされてきたところである。

また、運行において問題となった、いわゆる「中抜け」については、「待機した時間は時間制運賃を収受する。ただし、改善基準告示でいう休息期間を与えた場合には、時間制運賃から除くことができる。」との取扱いとなった。

加えて、年間契約の問題については、年間契約における運賃料金の算出基礎に事業者独自の届出運賃を用いることができることになったほか、通学・通園に限り、契約上の運行日数を用いることができることとなった。(28.7.1 通達)

また、貸切バスによるインバウンド対応については、訪日外国人旅行者の伸びが著しく、2016年に2,400万人を超え、2020年には4,000万人を目標としている。特にアジアからの旅行者の伸びが著しく、団体旅行での貸切バスは重要な移動手段となっており、その輸送需要に応えることが課題となっている。

なお、外国人観光客の受入れ環境を整備するため、観光庁予算において、バス事業に関し、多言語表記、WiFi環境整備、リフト付きバス車両、ノンステップバス、全国共通ICカードの導入など支援措置が講じられている。

- (3) 貸切バス事業者に対し巡回指導を行う貸切バス適正化機関については、地方運輸局のブロックごとに設立することとなっており、「北陸信越貸切バス適正化センター」は新潟市内に平成29年4月17日設立しました。社団法人の設立後本年6月頃に指定を受け、8月頃から巡回指導が開始される見込みである。

北陸信越ブロックにおける巡回指導の業務は、会員については、バス協会が適正化センターから委託を受けて実施するもので、非会員については適正化センターが巡回指導を行っていくこととなっている。

これまで設立にあたり、法人の形態、組織の役員や社員（会員）、定款などの検討が進められてきたが、会長には学識経験者、理事にはバス協会長が2名就任したほか、社員（会員）には北陸信越の各県バス協会がそれぞれ設立時の社員となっている。

また、適正化センターの課題として、運営や巡回指導にあてる負担金の徴収があるが、非会員のみ徴収対象となっている一方、バス協会が行なう会員事業者への巡回指導についても、巡回回数や指導要員の確保等から一定の経費負担や巡回指導の体制を整えていく必要がある。

3. 事故防止・安全輸送対策の推進について

(1) 事業用自動車の事故防止については、事業用自動車総合安全プラン2009に基づき、事故防止に取り組んできた。交通事故の発生状況や施策の進捗状況を踏まえ、平成30年に向け事業用自動車の事故削減目標である、①平成30年における交通事故死者数を半減、②人身事故件数を半減とし、③ただちに飲酒運転をゼロにする目標を目指し、バス輸送における事故防止と安全輸送対策を推進してきました。

(2) 近年、事故に至る前に運行や乗務を取りやめた事案を含め、運転者の体調急変に伴う事故が増加傾向にあります。このため運転者の体調急変に対する対策の周知を図り、「健康管理マニュアル」の浸透・徹底や点呼の確実な実施、運転者の健康状態の確認の周知徹底を図ってきました。

また、平成27年度からS A S（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査の費用に対する助成制度を設け、実施してきました。

(3) 飲酒運転防止対策については、「飲酒運転防止対策マニュアル」（日本バス協会）に基づき、アルコール検知器の有効活用、アルコール検査の不正防止など、飲酒運転防止のための対策が取られるよう周知徹底を図ってきました。また、「バス運転者・安全教育研修会」などの機会を捉え、運転者に対して飲酒運転防止の啓発に努めてきました。

(4) バス事故の3割を占めるといわれる車内事故の防止のため、7月の1ヶ月間を「車内事故防止キャンペーン」として位置づけ、利用者に対しての「ゆとり乗降」や運転者に対する「ゆとり運転」による安全運行の徹底を図ってきました。

また、高速道路におけるシートベルトの着用についても、再徹底を図ることとし、利用者への啓発活動を実施しました。

(5) その他、交通安全運動等への積極的な参画、年末年始輸送安全総点検の実施、事業用自動車模範運転推進運動など各種取組みを推進しました。

4. 交通バリアフリー及び環境対策について

バリアフリー新法や「移動円滑化基準」に基づくノンステップバス導入の普及促進や助成支援を図るとともに、「人と環境にやさしいバス」の実現に向け推進してきました。

また、地球温暖化対策やCO₂削減の環境対策として、ハイブリッドバスや低燃費車等の「環境にやさしいバス」や「エコドライブ管理システム（EMS）」の導入に際し、その促進と助成の活用を図ってきました。

その他、不正軽油撲滅に向けた取組み等に積極的に参画しました。

5. 運輸事業振興助成交付金事業について

利用者ニーズに対応した輸送環境の改善や環境対策、利用者の利便、安全性の向上を目的とする「運輸事業振興助成交付金事業」については、日本バス協会の行う中央事業と新潟県バス協会が行う新潟県からの交付金事業がある。

主な事業項目としては、日本バス協会においては、バス輸送改善推進事業として「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス・貸切バス助成事業」、「運転者人材確保事業（大型二種免許取得助成）」、「融資斡旋・利子補給事業」などがある。

また、新潟県バス協会（新潟県交付金）の行う助成事業については「人と環境にやさしいバス導入助成」、「安全運行対策事業（ドライブレコーダー、アルコール検知器、睡眠時無呼吸症候群検査、運転記録証明などへの導入助成）」、「指導研修事業（適性診断、運行管理者講習、整備管理者研修などへの助成）」、「環境対策事業（低燃費車、EMS デジタコなどへの助成）」に対し助成措置を講じている。

その他、新潟県バス協会の主要な助成事業として、乗合バス事業者に対する施設整備、輸送サービス、公共の利便に資するための事業「乗合バス事業者の施設整備、輸送サービス改善事業」の支援助成を図ることにより、その普及促進に努めてきました。

なお、平成28年度の助成事業については、日本バス協会においては、申請件数が多くなったことから各項目において減額の「調整率」が講じられたほか、新潟県バス協会においても、申請件数が多くなり、特別会計（助成措置）の当初予算を大きく超過したことにより、変更申請を行うとともに、一般会計から繰り入れ措置により対処しました。

6. バス運転者確保対策について

バス運転者の人材不足問題については、年々深刻化してきており、喫緊の課題となっている。

日本バス協会では、平成28年度から運輸事業振興助成交付金事業として、事業者が費用を負担して従業員に大型二種免許を取得させた後、正社員として雇用したことを要件として、バス事業者はその費用の一部を助成する制度が開始されている。大型二種免許取得養成助成事業の要件については、正社員だけでなく、嘱託社員として雇用した場合、また、既に正社員である場合において費用を負担した場合、また、取得費用を貸し付ける方式をとっている場合なども助成対象となりました。

また、新潟県においても、運輸事業者の人材確保・育成の促進を図るため、「就職セミナー開催事業」、「女性活用アドバイザー派遣事業」、「先進事例取組事業」などの補助対象事業があります。

運転者の確保については、将来的にも現行の水準を維持していく必要があり、持続的な事業運営のための経営基盤としても、労働力の設定や確保の取組みが重要となっている。

7. バス事業における各種部会等の推進について

バス事業の振興と輸送サービスの改善向上、輸送の安全確保等を図っていくことを目的として、「貸切バス部会」「乗合・貸切バス合同研修会」「安全対策・道路運送法改正説明会」等を開催し、バス事業の発展に反映する議論を深めるとともに、会員の研鑽、会員相互の情報交換の場として、開催の推進を図ってきました。

8. 広報・イベント活動の推進について

「バスの日」を中心として、県内各地で会員各社による、バスに関わる行事やPR活動を実施しました。

また、バス利用促進広報事業として、広く一般にバス利用の理解を深めてもらうための広報展開とホームページを更新しました。